

介護支援専門員実務研修における実習について（Q & A）

【実習の実施等に関すること】

問1 実習は何をするか。

（答） 利用者の居宅を訪問する際、実習生を同行させ、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務など一連のケアマネジメントプロセスの実習を行ってもらう予定です。

1. 実習生につき、合計実習時間数は18時間（休憩時間を除く）以上とします。

*日数にしますと概ね3日程度を想定しています。実習内容で示した各項目を指導することが重要であり、日数・時間数は区切らず3日間より少なくても多くても可能です。また、連続するかどうか各事業所の実情に応じて対応してください。

問2 実習生と事業所のマッチングはどうやって行うのか。

（答） 実習生に実習受入協力事業所の一覧表を配付し、その中から、実習生が実習を受ける事業所を選択し、実習生から自ら選択した各事業所に連絡します。この後の実習生と実習先事業所との間の書類等のやり取りについては、実務研修指定実施機関（埼玉県社会福祉協議会）が定めた方法で行っていただきます。

*「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱」の第6条により、実務研修指定実施機関（埼玉県社会福祉協議会）には登録された全ての情報を提供します。なお、実習生には、登録承認番号、事業所名、事業所の郵便番号、住所及び電話番号のみ提供します。

問3 実習生から受入れの連絡がない、又は、受け入れたいが日程が合わず受入れ実績が0の場合、特定事業所加算はどうなるのか。

（答） 特定事業所加算の算定要件に追加された「実習受入れ」は、実習を受け入れるか否かに関係なく、受け入れ体制が整っているかどうかで判断します。実績がゼロであっても十分な経験と指導実績のある主任介護支援専門員が在籍している等、体制が整っていれば、特定事業所加算の算定要件には該当します。

問4 特定事業所加算を取得できない場合、実習受入協力事業所登録が行えるのか。

（答） 実習受入協力事業所は、十分な経験と指導実績のある主任介護支援専門員が在籍し、多様な要介護高齢者（利用者）を担当しているといった要件を満たす必要があります。特定事業所加算を取得できる事業所の他にもこの要件を満たす居宅介護支援事業所（特定事業所加算未取得事業所）も登録の対象としています。

問5 実務研修の実施時期はいつか。また、実習の実施時期はいつか。

(答) 令和3年度の実務研修は、令和4年1月17日(月)からオンラインで開始します。実習の説明は1月29日(土)～2月3日(木)に実施しますので、それ以降に事業所へ受講者から連絡があります。

実習の実施時期は、前期研修を受講し終えた3月下旬頃から、4月下旬より始まる後期演習初日までの間に行っていただきます。受講者により前期研修の終了時期、後期研修の開始時期が異なっておりますので、受入れの際に御確認ください。

問6 特定事業所加算が取得できなくなったが、登録はどうなるか。

(答) 問4でお答えしたとおり、特定事業所加算を取得していない居宅介護支援事業所も登録の対象としていますので、登録はそのままで問題ありません。なお、十分な経験と指導実績のある主任介護支援専門員が在籍し、多様な要介護高齢者(利用者)を担当しているといった要件を満たす必要はありますのでご留意願います。

問7 実習受入りに係る登録申請を行いたいが、手続きはいつまでに行うのか。

(答) 加算等の算定を開始する月の前月15日までに、埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱に定める「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書(様式第1号)」を埼玉県あてに提出してください。

なお、「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書」の送付までに約1か月はかかりますので、特定事業所加算取得のために申請書のコピーを必ず取っておいてください。

また、「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書」は、大切に保管してください。(承認通知番号については、変更登録申請と実習関連手続きの際に必要です)

<例> 算定開始日が7月1日の場合、提出期限は6月15日

問8 実習受入りに係る登録内容に変更があったが、手続きはいつまでに行うのか。

(答) 変更後、速やかに、介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱に定める「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更登録申請書(様式第3号)」と既に県から交付してある「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書(様式第2号)」の原本を埼玉県あてに提出してください。

問9 実習指導者となることで、主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当すると聞いたが、複数の指導者が1人の実習生を指導した場合はどうなるのか。

(答) 主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当するのは、一人の実習生に対して一人の指導者です。複数の指導者が関わった場合でも、指定研修機関(県社会福祉

協議会)に提出する実習報告書報告書には、主に関わった方お一人の氏名を書いて提出をお願いします。その報告書実績により、主任介護支援専門員更新研修の受講要件の審査を行います。

問 1 0 人事異動があり実習指導者の主任介護支援専門員に変更があった。何か手続きがあるか。

(答) 速やかに、埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱に定める「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録変更申請書(様式第3号)」と既に県から交付してある「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書(様式第2号)」の原本を埼玉県あてに提出してください。
なお、実習指導者として登録されている主任介護支援専門員の介護支援専門員証の有効期間については、適切に管理を行ってください。

また、実習指導者である主任介護支援専門員の方の登録地が埼玉県以外の都道府県である場合は、早めに「登録地移転」の手続きをお取りいただくようお願いいたします。手続きの方法については、下記担当にお問い合わせください。

お問い合わせ (土日祝日を除く 9時～17時15分)

埼玉県 福祉部 高齢者福祉課 介護人材担当

電話： 048-830-3232

問 1 1 実習指導者向けの説明会や研修会は毎年行われるのか。

(答) 特定事業所加算の要件を満たすためには、実習生の受入体制を整えていることが必要となります。実習受入れに係る指導内容が見直されることもあるため、実習指導者向けの研修会には毎年度出席してください。

問 1 2 届け出に提出した人数のみを受け入れれば良いのか。

(答) 埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書に記入されている人数については、実習生の希望があれば、その人数までは受け入れていただく事をお願いします。それ以上の人数については、受入可能であれば、受け入れをお願いいたします。

【受講者の受け入れに関すること】

問 1 3 受講者からの連絡はいつ頃にあるか？いつ頃までに調整すればよいか？

(答) 問 5 の回答にあるように、受講者へ実習の説明を行うのは、令和 4 年 1 月 2 9 日（土）～2 月 3 日（木）です。その際、令和 4 年 3 月 1 4 日（月）までに調整を行うよう伝達しますので、その期間で対応をお願いします。

問 1 4 受け入れ日程を制限してもよいか？

(答) 受講者と実習受入事業所で日程等の受入条件の調整を行っていただく必要があるため、受入可能日等の制限を行うことは構いません。

問 1 5 同一法人内又は関連事業所に勤務する受講者を受け入れてもよいか？

(答) 可能です。

問 1 6 実習同意書（様式第 2 号）は、いつまでに受領すればよいか？

(答) 受講者の受け入れにあたり、実習受入事業所内の決裁等に必要な時間を見込んで、実習受入事業所で設定してください。事前決裁の必要がなければ、実習開始日の受領でも構いません。

【実習協力者に関すること】

問 1 7 実習先はどのように選定するのか？

(答) ①一連のケアマネジメントプロセスを実践的に学ぶ ②多様な要介護高齢者の生活に対応したケアマネジメントを経験する という実習の目的を踏まえ、要介護の利用者を選定してください。

問 1 8 同行・見学実習の協力者は 1 人でなくてはならないのか？

(答) 全ての場면을 1 人の実習協力者で行う必要はなく、それぞれの場面が別の協力者でも構いません。

問 19 利用者から訪問の同意をもらえなかった場合はどうすればよいか？

(答) 実習の目的等について十分な説明をした上で、同意していただける方を確保していただくようお願いします。

問 20 実習協力者の同意は口頭でもよいか？

(答) 口頭の同意でも法律上は有効ですが、後々トラブルが生じた場合、同意したことの証拠が残りません。そのとき、実習受入事業所が不利にならないよう、書面で同意を取得していただくようお願いします。

なお、実習協力者が署名できないときは、家族等の代筆でも構いません。その場合、代筆者の氏名、実習協力者との続柄を併記してください。

問 21 実習協力者から同意を得る際、実習承諾書（様式第 1 号）の様式を使用しないといけないのか？

(答) 様式第 1 号は参考様式なので、実習受入事業所が任意で作成した実習承諾書を御使用いただいても構いません。

問 22 実習承諾書（様式第 1 号）を提出する必要があるか？

(答) 必要ありません。実習受入事業所の文書処理年限に基づき、保管して下さい。

【実習指導者に関すること】

問 23 複数の主任介護支援専門員が実習を担当してもよいか？

(答) 複数での対応も可能ですが、実習報告書（第 3 号）に氏名を記載できるのは実習指導者 1 名のみなので、受講生に助言・指導を行う責任者として実習指導者を 1 名選定してください。複数で指導に当たる場合は、実習の目的などを共有しながら、効果的な研修となるよう配慮をお願いします。

問 24 適切な指導ができる者であれば、主任でない介護支援専門員に実習を担当させてもよいか？

(答) 本県では、県内の特定事業所加算算定事業所を実習受入事業所としていますが、その理由は主任介護支援専門員が配置されていることがあります。

こうした経緯を踏まえ、実習協力者の訪問などにあたり、主任でない介護支援専門員が担当する場合には、実習指導者である主任介護支援専門員が同行するなど、効果的な研修となるよう配慮をお願いします。

【同行・見学実習の内容に関すること】

問25 実習時間について、「3日程度、18時間以上」とあるが、3日は連続した日数でなければいけないのか？

(答) 連続した日程で実施する必要はありません。また、1日あたりの時間数にも決まりはありません。そのため、実習の進み具合によっては3日以上になる場合も考えられます。

問26 1場面につき何時間以上という決まりはあるか？

(答) ありません。必須の6場面を全て行っていただき、合計時間が18時間以上あれば構いません。

問27 18時間の中に、移動時間、実習ノートの記入時間などを含めてよいか？

(答) 同行・見学実習については、その日のうちに振り返りを行っていただくため、実習ノートの記入の時間を含めても構いません。また、移動時間については、常識の範囲内で含めていただいて構いません。ただし、昼食などの休憩時間は含みません。

問28 実習期間中、新規の利用申込みやサービス担当者会議の開催予定がない場合はどうすればよいか？

(答) 類似の場面を使って補足説明をしたり、実際にあった会議を想定したロールプレイを行うなどで御対応ください。

今年度については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、利用者等との対面場面が難しい場合も、同様の対応が可能です。

問29 利用者の体調の変化や急なサービス担当者会議の開催などでスケジュールを変更することは可能か？

(答) 可能です。必要に応じて、スケジュール調整を行ってください。

問30 実習記録表の「その他」の場面は何を想定しているのか？

(答) 地域ケア会議や退院調整会議など、必須の6場面に分類されないものです。
その他の場面の実施については必須ではありませんが、多職種連携の場面を体感できるなど介護支援専門員の実務を知る良い機会となりますので、関係機関等出席者の了解が得られるようであれば実習計画に盛り込むことも御検討ください。なお、その他の場面の実施は、18時間の中には含めません。

問31 今後の指導の参考のために、受講者が作成した実習ノートや模擬ケアプランを事業所でコピーをとって保管しても構わないか？

(答) 実習ノートについては実習受入事業所と一緒に作成したものであるため、必要であればコピーをとって保管していただいても構いません。
模擬ケアプランについては、実習受入事業所が紹介した実習協力者のものであればコピーをとっていただいても構いませんが、実習受入事業所と無関係の利用者に関するものについてのコピーや保管は御遠慮ください。

【模擬ケアプラン作成実習に関すること】

問32 模擬ケアプラン作成実習に要する時間も「3日程度、18時間以上」の中に含めてよいか？

(答) 含まれません。同行・見学実習のみで「3日程度、18時間以上」を満たす必要があります。
模擬ケアプラン作成実習は、実習協力者の選定からレポートの作成まで、受講者が原則として一人で行います。ただし、実習協力者の紹介の依頼があった場合やケアプラン作成についての相談があった場合などは、可能な範囲で対応をお願いいたします。

問33 模擬ケアプラン作成実習の実習協力者を紹介するにあたり、同行・見学実習で訪問した方を紹介した方がよいのか？

(答) 下記の要件を満たしていれば、同行・見学実習で訪問した方でなくても構いません。

- ①介護保険の被保険者で、要介護認定を受けている方（要介護2～5）
- ②居宅で生活をしている方

65歳以上の高齢者又は40～64歳（2号被保険者）で要介護認定を受けている方で、現に居宅に住んでいて、居宅サービスを利用することが可能な方を対象とします。

なお、居宅サービスであっても、認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護の利用者、入院中の方は対象としていません。

問34 模擬ケアプラン作成実習で「要介護3」の方を紹介したが、受講者が推計したら「要介護1」になってしまった場合、新たに他の協力者を紹介しなければならないのか？

(答) 実際の要介護度が「要介護2～5」の方であれば、推計の結果が要介護1であっても問題ありません。模擬ケアプラン作成実習における、認定調査は主治医意見書や認知症加算等がないため、要介護度が低く出る可能性があります。

問35 模擬ケアプラン作成実習の実習協力者を紹介した場合、実習協力者宅の訪問に実習指導者も同行しなければならないのか？

(答) 実習協力者の同意を得て、同行が必要ないと実習受入事業所が判断された場合は実習指導者が同行する必要はありません。

【その他】

問36 実習報告書（様式第3号）に記載する登録承認番号が分からない。

(答) 埼玉県が交付した「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書（様式第2号）」に記載がありますので、確認してください。

また、実習報告書（様式第3号）は、主任介護支援専門員更新研修の受講申込みに必要です。必ずコピーをとって保管してください。